

2 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所
企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所
- ② 調査対象職種
76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出
上記(3)の①に記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から227事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。
- ② 従業員の抽出
初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。
これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)の①の調査対象事業所に勤務する従業員数及び当該事業所数に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 208	事業所 90	事業所 87	事業所 31
農業、林業、漁業、鉱業、 砂利採取業、建設業	11	3	2	6
製 造 業	79	23	40	16
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	35	22	9	4
卸売業、小売業	18	9	8	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	14	12	2	—
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	51	21	26	4

(注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が16事業所あった。

2 調査対象事業所227事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した3事業所を除いた224事業所に占める調査完了事業所の割合(調査完了率)は、92.9%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人 147,673	人 37,364	人 19,698	人 12,187	人 906
	農業、林業、漁業、鉱業、 砂利採取業、建設業	2,380	916	643	582	21
	製 造 業	62,618	18,932	10,758	5,961	509
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	19,351	5,134	1,902	1,300	80
	卸売業、小売業	8,286	2,159	1,398	984	71
	金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	6,261	2,249	1,145	825	22
	教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	48,777	7,974	3,852	2,535	203

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
事務員・技術者計	大 学 卒	205,769	209,022	201,144	197,198
	短 大 卒	167,707	168,651	167,084	—
	高 校 卒	163,394	161,039	163,010	183,605
事 務 員	大 学 卒	202,100	204,936	194,901	195,625
	短 大 卒	164,280	163,706	164,937	—
	高 校 卒	161,211	156,994	164,051	158,300
技 術 者	大 学 卒	212,863	221,890	207,316	198,714
	短 大 卒	171,981	183,166	168,699	—
	高 校 卒	165,930	165,474	161,605	193,164

(注) 金額は、「きまって支給する給与」から、時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据 置 き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計		42.1	(35.9)	(64.1)	—	57.9
	500人以上		40.3	(47.9)	(52.1)	—	59.7
	100人以上500人未満		44.4	(31.5)	(68.5)	—	55.6
	100人未満		40.0	(14.7)	(85.3)	—	60.0
高 校 卒	規 模 計		15.5	(47.8)	(52.2)	—	84.5
	500人以上		11.8	(57.3)	(42.7)	—	88.2
	100人以上500人未満		19.9	(36.9)	(63.1)	—	80.1
	100人未満		12.7	(76.7)	(23.3)	—	87.3

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	% 31.9	% 13.1	% -	% 55.0
課 長 級	26.8	11.4	-	61.8

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
				増 額	減 額		
係 員	% 88.1	% 87.1	% 12.7	% 5.4	% 69.0	% 1.0	% 11.9
課 長 級	77.7	76.7	12.0	5.2	59.5	1.0	22.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項目				昇給制度 なし
		昇給制度 あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規模計	% 90.2	% 47.8	% 69.7	% 48.9	% 9.8
	500人以上	89.9	55.1	73.7	56.3	10.1
	100人以上500人未満	90.4	47.4	64.7	39.9	9.6
	100人未満	90.5	24.0	73.5	55.0	9.5
課 長 級	規模計	81.2	44.0	71.1	47.7	18.8
	500人以上	81.4	48.1	70.7	54.0	18.6
	100人以上500人未満	79.4	46.8	66.6	42.9	20.6
	100人未満	86.9	22.1	86.5	44.2	13.1

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規模計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	28	52.5	745,702	23	52.3	785,284	5	53.9	523,990	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44～47	4	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
48～51	7	-	850,769	3	-	951,108	*	-	*	-	-	-
52～55	8	-	759,573	5	-	838,985	2	-	508,063	-	-	-
56～59	6	-	735,548	8	-	735,548	-	-	-	-	-	-
60～	2	-	752,667	5	-	804,392	*	-	*	-	-	-
大学卒	20	52.2	801,295	18	51.9	814,238	2	56.5	628,774	-	-	-
短大卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高校卒	7	53.5	552,775	4	54.2	614,776	3	52.6	469,627	-	-	-
中学卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	538	51.7	669,106	403	51.9	691,432	110	51.6	622,898	25	50.0	499,772
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	*	-	-	*	-	-	-
36～39	6	-	470,116	*	-	*	2	-	529,583	3	-	453,871
40～43	25	-	504,238	19	-	473,182	5	-	626,798	*	-	*
44～47	64	-	652,109	43	-	694,139	17	-	557,939	4	-	568,068
48～51	133	-	682,818	106	-	707,961	21	-	612,659	6	-	467,177
52～55	188	-	682,154	142	-	704,458	41	-	630,084	5	-	490,773
56～59	120	-	687,550	92	-	695,903	22	-	687,577	6	-	534,289
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	448	51.7	683,636	351	51.7	700,732	81	51.6	642,786	16	51.7	493,133
短大卒	31	52.2	604,619	21	52.9	628,287	10	50.7	554,491	-	-	-
高校卒	56	51.9	589,686	28	53.3	624,847	19	51.8	574,410	9	47.3	510,201
中学卒	3	51.4	688,685	3	51.4	688,685	-	-	-	-	-	-
事務部次長 技術部次長	167	50.6	593,917	104	49.7	600,968	49	51.7	616,880	14	52.7	448,127
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
40～43	26	-	558,799	21	-	577,271	4	-	493,547	*	-	*
44～47	23	-	581,180	14	-	616,386	8	-	540,993	*	-	*
48～51	31	-	599,243	19	-	666,764	8	-	529,358	4	-	421,331
52～55	41	-	677,878	22	-	640,038	16	-	749,878	3	-	504,700
56～59	43	-	551,473	25	-	532,608	13	-	607,600	5	-	451,219
60～	2	-	488,131	2	-	488,131	-	-	-	-	-	-
大学卒	136	50.4	607,527	90	49.4	606,271	38	52.1	638,572	8	53.2	451,560
短大卒	12	48.7	518,438	6	48.6	576,539	4	49.2	472,776	2	47.7	439,839
高校卒	19	52.8	555,472	8	53.4	568,254	7	51.6	589,136	4	54.4	445,811
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務課長 技術課長	1,295	48.9	530,256	882	48.8	558,183	352	49.0	466,326	61	48.7	445,399
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
32～35	13	-	446,723	10	-	446,694	2	-	495,500	*	-	*
36～39	71	-	455,036	47	-	476,960	16	-	422,041	8	-	378,729
40～43	210	-	506,180	142	-	529,286	61	-	457,722	7	-	461,367
44～47	302	-	529,388	209	-	554,047	84	-	472,454	9	-	414,350
48～51	291	-	544,633	202	-	569,438	77	-	478,536	12	-	459,607
52～55	226	-	555,323	159	-	585,839	55	-	474,553	12	-	489,558
56～59	178	-	533,726	112	-	572,960	55	-	454,279	11	-	460,192
60～	3	-	464,061	-	-	-	2	-	477,700	*	-	*
大学卒	910	48.6	547,632	666	48.6	566,054	208	48.5	496,894	36	48.9	438,851
短大卒	132	47.9	479,437	76	47.9	512,859	48	47.9	428,258	8	48.3	452,643
高校卒	249	50.3	488,162	137	50.5	540,275	95	50.4	420,682	17	48.5	456,029
中学卒	4	53.3	573,678	3	54.5	634,616	*	*	*	-	-	-

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（社）・工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長 技 術 部 長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	事 務 課 長 技 術 課 長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 係 長 技 術 係 長	係の長及び係長級専門職
	事 務 主 任 技 術 主 任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 係 員 技 術 係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の 事業所	企業規模100人以上500 人未満の事業所	企業規模50人以上100 人未満の事業所
10 級	部 長 等	部 長 等	部 長 等
9 級			
8 級	課 長	課 長	課 長
7 級			
6 級	課 長 代 理	課 長 代 理	課 長 代 理
5 級			
4 級	係 長	係 長	係 長
3 級			
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人 6	歳 34.5	円 232,886	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	3	57.7	293,762	
	守 衛	-	-	-	
	用 務 員	*	*	*	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	28	62.3	823,713	
	大 学 教 授	126	59.9	704,725	
	大 学 准 教 授	81	47.0	528,830	
	大 学 講 師	48	41.3	435,477	
	大 学 助 教	2	38.6	414,649	
職 種	高 等 学 校 校 長	3	59.3	735,376	
	高 等 学 校 教 頭	4	56.0	678,344	
	高 等 学 校 教 諭	65	42.4	517,943	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部 (課) 長	51	49.1	600,818	
	研 究 室 (係) 長	36	41.0	478,342	
	主 任 研 究 員	71	36.4	377,666	
	研 究 員	108	30.2	305,304	
	研 究 補 助 員	*	*	*	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	66.6	1,827,229	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	4	59.0	1,340,727	
	医 科 長	17	52.1	1,124,976	
	医 師	37	40.1	706,038	
	歯 科 医 師	-	-	-	
療 関 係 職 種	薬 局 長	6	52.1	488,503	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	44	36.1	294,944	
	診 療 放 射 線 技 師	44	38.7	310,291	
	臨 床 検 査 技 師	45	40.4	305,915	
	栄 養 士	32	32.7	229,903	
	理 学 療 法 士	104	30.0	246,769	
	作 業 療 法 士	73	31.5	248,381	
職 種	総 看 護 師 長	6	55.7	527,645	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	66	48.4	406,261	
	看 護 師	241	35.2	279,145	
	准 看 護 師	116	45.3	263,925	

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
 2 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に還元して算出した。
 3 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

その3 再雇用者（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平 給 与 月 額	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	*	*	*	その1の（参考）調査職 種の該当要件を参照
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 部 長	50	63.2	450,426	
	60歳男性	13	-	528,517	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	12	62.6	468,480	
	60歳男性	3	-	666,333	
	事 務 ・ 技 術 課 長	41	61.8	371,683	
	60歳男性	9	-	452,141	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	30	62.1	312,286	
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 係 長	53	62.0	230,209	
	60歳男性	7	-	276,573	
	事 務 ・ 技 術 主 任	12	61.4	287,288	
	60歳男性	*	-	*	
	事 務 ・ 技 術 係 員	447	62.0	210,413	
	60歳男性	78	-	232,857	

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
78.5%	(92.6%)	[80.7%]	[19.3%]	(7.4%)	21.5%

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当制度を見直す予定がない(検討も行っていない)
7.8%	5.7%	86.5%

- (注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
100.0%	-	-	-

- (注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降に配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。
2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,966円
配偶者と子1人	20,521円
配偶者と子2人	26,520円

- (注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	49.8%
非支給	50.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	〔 30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、29,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規模計	% 50.3	% 49.7	% 48.0	% 52.0	% 56.0	% 44.0
500人以上	52.9	47.1	52.1	47.9	59.6	40.4
100人以上500人未満	51.7	48.3	47.2	52.8	58.1	41.9
100人未満	39.7	60.3	39.1	60.9	38.1	61.9

第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	% 4.5	% 4.5	% 4.9	% 4.9
30%	35.6	40.1	26.3	31.2
29%	—	40.1	—	31.2
28%	0.6	40.7	0.6	31.8
27%	—	40.7	—	31.8
26%	1.1	41.8	1.4	33.2
25%	58.2	100.0	66.8	100.0